自動販売機設置事業者募集要項
（公募型見積合わせ説明書）

和歌山県では、田辺警察署庁舎に設置する自動販売機の設置事業者を募集します。この募集に参加される方は、この募集要項の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1　公募に付する事項

⑴　件名

自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借（更新なし）

⑵　貸付物件

財産の名称：田辺警察署

所　在　地：和歌山県田辺市上の山一丁目２番15号

物件番号	貸付箇所	貸付面積	貸付位置	販売品目	台数
1	庁舎１階 玄関ロビー	1.6㎡ (W=1.6m×D=1.0m以内)	位置図①	飲料（缶・びん・ペットボトル）	１台
2	庁舎１階 玄関ロビー	1.6㎡ (W=1.6m×D=1.0m以内)	位置図②	飲料（缶・びん・ペットボトル）	１台

＊　貸付面積には、転倒防止器具・放熱余地・飲料の回収ボックス設置部分を含みます。

＊　自動販売機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。
（土日祝日を除く９時から12時及び13時から17時45分までの間）

2　応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号及び第２項各号に該当しない者（第２項各号のいずれかに該当したものであって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

⑵　自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に出資している者（個人である者に限る））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。

ア　和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ　暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

者

カ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

⑶　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

⑷　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

⑹　和歌山県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑺　法人にあっては、和歌山県内に本店又は支店・営業所等があること。個人にあっては、和歌山県内に居住し、かつ、業を営んでいること。

⑻　法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

⑼　和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者でないこと。

⑽　国、地方公共団体その他公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検、若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。

⑾　和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。

⑿　和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。

⒀　⑾又は⑿のいずれかに該当する者となった日から１年を経過しない者でないこと。

３　貸付条件

⑴　貸付期間

令和６年４月１日から令和９年３月31日までとします。（更新なし）

ただし、県が公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

⑵　販売商品の種類及び販売価格

ア　販売商品の種類（酒類及びノンアルコールビール等の類似品の販売は不可）

販売する商品は、缶、びん、ペットボトルの密閉式の容器に入った飲料（お茶、水、炭酸飲料、清涼飲料水、ジュース類、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料等）とします。

なお、同一種類の商品に偏ることのないよう配慮してください。

イ　販売価格等

物件番号	販売品目	単価	その他
1	飲料（缶・びん・ペットボトル）	標準販売価格の10円引き以下とする。	寄付金付自動販売機（公益社団法人紀の国被害者支援センター）
2	飲料（缶・びん・ペットボトル）	標準販売価格の10円引き以下とする。	

※　寄付金付自動販売機については、当該寄付団体と協議の上応募してください。

⑶　貸付料

採用された見積金額をもって年額貸付料とし、各年度当初に県が発行する納入通知書により県が指定する日までに各年度分を一括して納入してください。

⑷　電気料

設置者が自らの負担で設置した電力使用量計測用子メーター（計量法（平成４年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、貸付料とは別に毎月県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納入してください。

なお、電気料は、使用実績により毎月異なります。

⑸　経費負担

自動販売機、電気子メーターの設置及び撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とします。

⑹　環境配意等

設置する自動販売機は床から高さ200㎝以内とし、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。また、デザイン、外観色については、設置場所の景観配慮に努めてください。

⑺　禁止事項

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸することはできません。

⑻　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が適切に行い、利用者に不便が生じないようにしてください。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行ってください。

なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負いません。

イ　使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めてください。

なお、回収ボックスに他事業者の容器等が混入していた場合であっても、設置事業者の責任で回収してください。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

エ　自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行ってください。JIS規格「自動販売機据付基準」及び清涼飲料自販機協

議会作成の「自動販売機据付規準」を遵守した措置を講じるものとしてください。

オ　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。明記する連絡先は、少なくとも平日の９時から18時までは必ず連絡がとれる体制としてください。

カ　商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、県の指示に従ってください。

キ　災害発生時に県が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供してください。

⑼　原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

⑽　自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、貸付期間が終了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の３か月前までに県に書面により通知してください。この場合、県が令和６年４月１日から令和９年３月31日までに実施する田辺警察署庁舎に設置する自動販売機の設置事業者の公募全てに参加できなくなります。

また、契約の履行の違約金として、貸付料の１か月分、悪質と認められる場合には４か月分を請求します。

⑾　貸付料の返還

県が公用、公共用又は公益事業の用に供するため契約を解除する場合、既納の貸付料のうち、未経過期間分を年365日の日割り計算により返還します。また、天災その他特別の事由により貸付物件が使用できなくなったと県が認め、県が契約を解除する場合、既納の貸付料のうち県が認める期間分を年365日の日割り計算により返還します。

なお、設置事業者が貸付条件に違反するなど設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合、返還しません。

⑿　自動販売機の撤去完了時間

貸付期間の最終日は、開庁時間中に自動販売機を撤去してください。ただし、最終日が閉庁日の場合、その前の開庁日の開庁時間中に撤去してください。

⒀　実地調査等

貸付期間の満了又は契約の解除により行う公募において、設置事業者に対して貸付箇所ごとの売上実績等について報告を求め、この売上実績を公表します。

なお、売上実績等の報告内容に不正が判明した場合には、その設置事業者名を公表するとともに、その設置事業者が県有施設において自動販売機を設置している場合には、その契約を解除します。

⒁　その他

販売品目その他自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて県と協議し、その指示に従ってください。また、県が必要書類の提出を求めた場合、速やかに対応してください。

４　応募申込手続

⑴　申込方法

持参又は郵送により提出してください。郵送により提出する場合は、書留又は簡易書留とし、封皮に「自動販売機設置事業者応募申込書」と明記してください。また、受付期間内必着とし、提出書類に不備がある場合、受け付けられませんのでご注意ください。

⑵　提出先

〒646-0061
和歌山県田辺市上の山一丁目２番15号
田辺警察署会計課

⑶　受付期間

令和６年１月25日（木）から令和６年２月13日（火）
（土日祝日を除く９時から12時及び13時から17時45分までの間受け付けます。）

⑷　提出書類（提出部数　各１部）

	提　出　書　類	法人	個人	摘要
①	応募申込書（様式１）	○	○	
②	サービス拠点申告書（様式２）	○	○	
③	役員等一覧（様式３）	○	○	
④	見積書（様式４）	○	○	封筒（長形３号等）に入れた上で封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号を記入すること。
⑤	誓約書（様式５）	○	○	
⑥	法人登記簿謄本	○		履歴事項全部証明書
⑦	住民票		○	
⑧	和歌山県税の納税証明書	○	○	県発行の第１号の12の２様式
⑨	消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	税務署発行の様式その３、その３の２、その３の３のいずれか
⑩	印鑑証明書	○	○	個人の場合は印鑑登録証明書
⑪	設置する自動販売機のカタログ	○	○	仕様、寸法、消費電力がわかるもの
⑫	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

＊　官公庁発行の書類は、発行後３か月以内のものとしてください。

＊　県の他の機関で同時に公募している自動販売機にも応募する場合、⑥～⑩の書類は、１機関にのみ原本を提出し、他の機関にはコピーを提出していただいても結構です。この場合、コピーを提出する機関の応募申込書に、原本の提出先を記入してください。ただし、応募する県の機関に管財課が含まれる場合は、必ず管財課へ原本を提出してください。

⑸　見積金額

見積金額は年額とし、消費税が課税される物件の契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

5　設置事業者の決定

設置事業者の決定は次のとおりとします。

⑴　有効な申込（見積）書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって応募した者を設置事業者とします。

⑵　採用となるべき同価の申込（見積）をした者が二人以上あるときは、県が指定した日時・場所において当該申込者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

⑶　県が定めた予定価格に達しなかった場合、応募資格要件を満たしている応募者から、県が指定した日時までに２回目の見積書を徴するものとします。２回目の見積りをしても予定価格以上の見積りがない場合、２回目に最高価格で見積もった者から県が指定した日時までに３回目の見積書を徴し、予定価格以上の見積りがない場合は不調とします。

⑷　応募受付期間終了後、応募資格を審査します。設置事業者の決定は令和６年３月１日（金）を予定しています。

⑸　応募者数、設置事業者名及び決定金額について、和歌山県警察ホームページでの公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

6　契約の締結

設置事業者は、県が定める期日までに別紙県有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。

正当な理由なく契約を締結しない場合、県がその行為を認定した日から１年間、当該設置事業者は県が実施する全ての自動販売機設置事業者の公募に参加できないものとします。

なお、この場合、設置事業者の決定を取り消し、次順位者を設置事業者とします。

7　応募申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

⑴　応募資格のない者が行った応募申込み

⑵　応募者が協定して行った応募申込み、その他不正な行為を行った応募申込み

⑶　誤字、脱字等により意思表示が明確でない応募申込み

⑷　記名押印を欠く応募申込み

⑸　見積金額を訂正した応募申込み

⑹　提出書類に虚偽の記載を行った応募申込み

⑺　応募者が同一物件について複数の応募申込みを行った場合の全ての応募申込み

⑻　受付期間内に到達しなかった応募申込み

⑼　その他この募集要項に規定する条項に違反した応募申込み

8　設置事業者の決定の取消

⑴　正当な理由なくして、県が指定した期日までに契約を締結しない場合

⑵　設置事業者が応募資格を失った場合

9　その他

⑴　この要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）の規定によります。

⑵　契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

⑶　契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。

10　参考データ

売上実績（令和５年１月１日から令和５年12月31日まで）

物件番号	貸付箇所	販売品目	売上数量	売上額
1	庁舎１階 玄関ロビー	缶等の密閉式の容器に入った飲料	5,090本	719,970円
2	庁舎１階 玄関ロビー	缶等の密閉式の容器に入った飲料	6,105本	842,600円

※　当該実績は、現設置事業者の申告によるものです。

11　問い合わせ先

田辺警察署

〒646-0061

和歌山県田辺市上の山一丁目２番15号

電話：0739-23-0110（代表）

担当：会計課

田辺警察署自動販売機設置箇所位置図

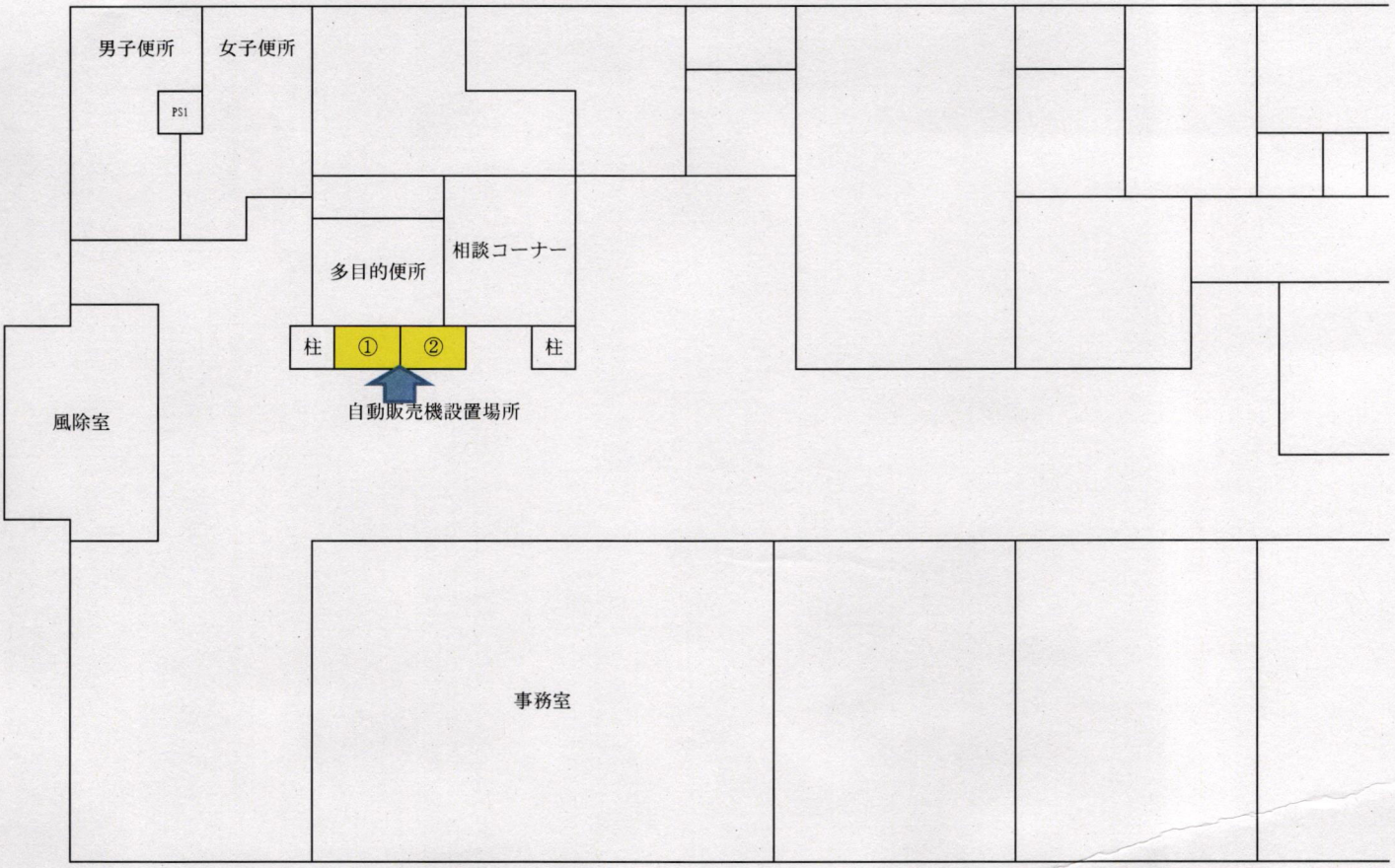

番号	自動販売機の種類	台数	貸付面積（サイズ）	販売品目	販売価格	その他条件
①	飲料水自動販売機	1台	1.6㎡　(W=1.6m×D=1.0m以内) H=2.0m以内	飲料（缶・びん・ペットボトル）	標準販売価格の10円引き以下とする	寄付金付自動販売機 （公益社団法人紀の国被害者支援センター）
②	飲料水自動販売機	1台	1.6㎡　(W=1.6m×D=1.0m以内) H=2.0m以内	飲料（缶・びん・ペットボトル）	標準販売価格の10円引き以下とする	

※　**貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、飲料の回収ボックス等の設置部分を含みます。**

※　**寄付金付自動販売機については、当該団体と協議の上応募してください。**

（様式１）

応　募　申　込　書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申込人
住所（所在地）
名称又は商号
代表者氏名　　印

担当部署
担当者氏名
電話番号

田辺警察署庁舎に設置する自動販売機設置事業者の募集について、募集要項の内容を承知の上、申し込みます。

記

提出書類

下記の「提出書類欄」に「○」表示がある書類を提出します。

提出書類	書　類　名		法人	個人	摘　要
	②	サービス拠点申告書（様式２）	○	○	
	③	役員等一覧（様式３）	○	○	
	④	見積書（様式４）	○	○	封筒（長形３号等）に入れた上で封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号を記入すること。
	⑤	誓約書（様式５）	○	○	
	⑥	法人登記簿謄本	○		履歴事項全部証明書
	⑦	住民票		○	
	⑧	和歌山県税の納税証明書	○	○	県発行の第１号の12の２様式
	⑨	消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	税務署発行の様式その３、その３の２、その３の３のいずれか
	⑩	印鑑証明書	○	○	個人の場合は印鑑登録証明書
	⑪	設置する自動販売機のカタログ	○	○	仕様、寸法、消費電力がわかるもの
	⑫	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に限り提出

※　官公庁発行の書類は、発行後３か月以内のものとしてください。
※　提出する書類について、「提出書類欄」に「○」を記入してください。
※　県の他の機関で同時に公募している自動販売機にも応募する場合で⑥～⑩の書類のコピーを提出する場合、原本の提出先を記入してください。
〔原本の提出先：　　〕
※　許認可等を証する書類について、許認可等を受けるのが後日になる場合、「提出書類欄」に「後日提出」と記入してください。

（様式２）

サ　ー　ビ　ス　拠　点　申　告　書

住所（所在地）
名称又は商号
代表者氏名　　印

和歌山県内における本店、支店又は営業所等のサービス拠点は下記のとおりです。

記

サービス拠点の名称	サービス拠点の所在地

＊個人の場合でサービス拠点の名称が特にない場合、名称の記入は不要です。

（様式３）

役　員　等　一　覧

住所（所在地）
名称又は商号
代表者氏名

役職名	(ふりがな) 氏　名	性別	生年月日	住　　所
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	
		男・女	明治・大正 昭和・平成 年　月　日	

※　「法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員全員（現在就いている方）」、「顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に出資している者」及び「和歌山県内の支店若しくは営業所等を代表する方で役員以外の方」について記載してください。

※　個人事業者の方は、代表者について記載してください。また、役職名は「代表者」と記入してください。

※　収集した個人情報については、契約締結事務等の本来の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

（様式４）

見　積　書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

申込人
住所（所在地）
名称又は商号
代表者氏名　　印

自動販売機設置事業者の募集について、募集要項の内容を承知の上、下記のとおり見積ります。

記

【応募物件】
財産の名称：田辺警察署
所　在　地：和歌山県田辺市上の山一丁目２番15号

物件番号	貸付箇所	貸付面積	見積金額（年額貸付料）								備考
			千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
1	庁舎１階 玄関ロビー	1.6㎡ (W=1.6m×D=1.0m以内)									寄付金付 自動販売機
2	庁舎１階 玄関ロビー	1.6㎡ (W=1.6m×D=1.0m以内)									

注）応募しない物件については見積金額を空欄としてください。

※１　消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積る金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
※２　契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定金額とします。

（様式５）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

住所（所在地）
名称又は商号
代表者氏名　　印

私は、田辺警察署庁舎に設置する自動販売機設置事業者の応募に当たり、下記の事項を誓約します。

記

1　応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

2　自動販売機設置事業者募集要項の「応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

3　提出した書類に、虚偽又は不正はありません。

4　設置事業者に決定した場合、和歌山県警察ホームページに設置事業者名及び決定金額を掲載することに同意します。

5　この誓約が虚偽であり、又は誓約に反したことにより、この契約が解除され、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

6　和歌山県が応募資格要件の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。

委任状兼使用印鑑届

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

私は次の者を代理人と定め、和歌山県が実施する自動販売機設置事業者の公募（受付期間：令和６年１月 25 日～令和６年２月 13 日）の応募申込みに関する一切の権限を委任すると共に、下記の印鑑を応募申込み、契約締結のために使用します。

委任者

印鑑登録印

住所（所在地）

名称又は商号

代表者氏名

受任者印（使用印鑑）

受任者

住所（所在地）

名称又は商号

職　氏　名

委任状兼使用印鑑届（記入例）

令和○○年○○月○○日

和歌山県知事　様

私は次の者を代理人と定め、和歌山県が実施する自動販売機設置事業者の公募（受付期間：令和６年１月 25 日～令和６年２月 13 日）の応募申込みに関する一切の権限を委任すると共に、下記の印鑑を応募申込み、契約締結のために使用します。

委任者

印鑑登録印

住所（所在地）　大阪府○○市○○１丁目１番地

名称又は商号　○○株式会社

代表者氏名　代表取締役　○○　○○

受任者

受任者印（使用印鑑）

住所（所在地）　和歌山県和歌山市○○２丁目２番地

名称又は商号　○○株式会社和歌山支店

職　氏　名　支店長　○○　○○

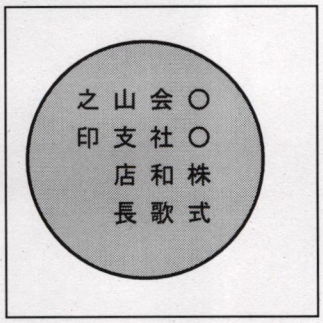

（注意）

（１）　法人事業者がその法人の支店・営業所等の長を代理人として定める場合に提出してください。

（２）　複数の実施機関に応募する場合で受任者が同じ場合、１機関にのみ原本を提出し、他の機関にはコピーを提出いただいても結構です。この場合、原本を提出する機関は、「印鑑証明書」の原本を提出する機関と同じ機関としてください。（例：○○総合庁舎（振興局）と△△警察署に設置する自動販売機に応募する場合で、印鑑証明書の原本を○○総合庁舎（振興局）に、コピーを△△警察署に提出する場合、「委任状兼使用印鑑届」の原本は○○総合庁舎（振興局）に提出してください。）

県有財産賃貸借契約書

賃貸人和歌山県（以下「甲」という。）と賃借人○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第２条　賃貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	財産の名称	貸付箇所	貸付面積
和歌山県田辺市上の山一丁目２番15号	田辺警察署	○○○	○○○㎡

（指定用途等）

第３条　乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

２　乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）記載事項を遵守しなければならない。

（指定期日）

第４条　乙は、賃貸借物件を令和６年４月１日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

第５条　乙は、賃貸借物件を、前条に定める期日（第６条の規定により前条に定める期日を延期したときは、延期したその日）から賃貸借期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

第６条　乙は、不可抗力による賃貸借物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第４条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由を付した文書をもって、甲の承認を求めなければならない。

２　前項の規定による乙の申請に対する甲の承認は、文書によるものとする。

３　甲が前項の承認をしたときは、第21条及び第22条の規定を適用しない。

（賃貸借期間）

第７条　賃貸借期間は、令和６年４月１日から令和９年３月31日までとする。

（契約更新等）

第８条　甲乙両者は、前条に定める賃貸借期間満了時においてこの契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

（賃貸借料）

第９条　賃貸借物件の賃貸借料は、年額金○○○○円とする。（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）

（賃貸借料の支払）

第10条　乙は、甲の発行する納入通知書により、４月末日までに、その年度に属する賃貸借料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が

終了（解除を含む。以下同じ。）した場合は、甲の指定する期日までに支払うものとする。

（電気料及びその支払）

第11条　乙は、設置する自動販売機に電気使用量を計測するメーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

2　甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、電気料を計算するものとする。

3　乙は、甲の発行する納入通知書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

（遅延損害金）

第12条　乙は、第10条及び前条に定める納期限までに賃貸借料及び電気料を支払わないときは、納期限の翌日から支払った日までの期間について、地方自治法第231条の３第２項の規定による延滞金徴収条例（昭和39年和歌山県条例第４号）第３条の規定により計算した金額に相当する遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（費用負担）

第13条　自動販売機及び第11条第１項に定めるメーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第22条第１項第５号の規定により撤去する場合は、この限りでない。

（契約不適合責任等）

第14条　乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又はその他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることができない。

2　乙は、賃貸借物件が、その責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、当該滅失又は損傷した部分につき、甲の認める金額の減額を請求することができる。

（賃貸借物件の引渡し）

第15条　甲は、第７条に定める賃貸借期間の初日（初日が閉庁日の場合は翌開庁日）に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（転貸の禁止）

第16条　乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

（使用上の制限）

第17条　乙は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（商品等の盗難又は損傷）

第18条　甲は、設置された自動販売機並びに当該自動販売機で販売する商品及び当該自動販売機内の金銭の盗難又は損傷について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

（滅失又は損傷の通知）

第19条　乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は損傷した場合は、直ちにその状況を

甲に通知しなければならない。

（実地調査等）

第20条　甲は、賃貸借期間中、必要に応じて乙に対し、賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第21条　乙は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、その該当するに至った事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

⑴　第３条から第５条までに定める義務に違反したとき（次号に該当するときを除く。）又は前条に定める義務に違反して甲の実地調査を拒み、若しくは妨げたとき　年間賃貸借料の１か月に相当する金額

⑵　第３条から第５条までに定める義務に違反した場合で、甲が特に悪質と認めるとき又は第16条に定める義務に違反したとき　年間賃貸借料の４か月に相当する金額

２　前項に規定する違約金は、違約罰であって、第25条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（契約の解除）

第22条　次の各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

⑵　乙が、この契約に係る募集要項に定める応募資格要件について偽って応募したことが明らかになったとき又は応募資格要件を満たさなくなったとき。

⑶　乙が、法令に違反し、又はそのおそれがあり、社会的信用を著しく低下させたとき。

⑷　乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア　和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ　暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑸　甲において、公用、公共用、又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

⑹　天災その他特別の事由により賃貸借物件が使用できなくなったと甲が認めるとき。

2　乙は、賃貸借期間にかかわらず、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙は契約を解除する３か月前までに書面で甲に通知することとする。

（賃貸借物件の返還）

第23条　賃貸借期間が終了したときは、乙は、甲の指定する期日までに、賃貸借物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

（原状回復義務）

第24条　次の各号の一に該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

⑴　乙の責めに帰する事由により賃貸借物件を滅失又は損傷した場合で、甲が原状回復を要求するとき。

⑵　第23条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき（賃貸借物件を原状に回復することが適当でないと甲が認めたときを除く。）。

（損害賠償）

第25条　乙は、その責めに帰する事由により賃貸借物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その滅失又は損傷による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、前条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2　乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより、第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

3　前２項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4　甲が第22条第１項第５号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

（秘密の保持）

第26条　乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

（賃貸借料の返還）

第27条　甲が第22条第１項第５号の規定によりこの契約を解除した場合、既納の賃貸借料のうち、未経過期間分を日割り計算により算定した額を返還するものとする。

2　甲が第22条第１項第６号の規定によりこの契約を解除した場合は、既納の賃貸借料のうち甲が認める期間分を日割り計算により算定した額を返還するものとする。

3　甲が第22条第１項第１号から第４号及び第２項の規定によりこの契約を解除した場合、既納の賃貸借料は返還しない。

（有益費等の請求権の放棄）

第28条　第23条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費、その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）

第29条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第30条　この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（裁判の管轄）

第31条　この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所に提訴するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和６年〇月〇日

甲　　和歌山県知事　岸　本　周　平

乙　　〇〇市〇〇１番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇　〇　〇　〇